

平成 23 年度 教育実習参加希望者へ

教育実習を受けるためには、学生個々人があらかじめ個別に出身学校等に実習の依頼をして内諾を得る必要があります。

平成 23 年度に教育実習を希望する学生は、教育実習を依頼する出身学校等に申込みの受付時期等について早めに確認し、申込み時期を失しないようにしてください。(東京大学教育学部附属中等教育学校を希望する学生は予め内諾を得ておく必要はありません。)

【参考】平成 23 年度教育実習参加資格等

1. 実習参加申込学年

平成 22 年 9 月現在、教養学部前期課程 2 年、学部後期課程 3 年以上及び大学院の学生。

2. 実習実施年度及び参加資格

(1) 平成 22 年度に教養学部前期課程 2 年の学生の場合

平成 23 (2011) 年 4 月現在において、学部後期課程 3 年生であり、かつ、同年 3 月末までに「各教科の指導法に関する科目」の単位(2 単位)を修得していること。

また、上記の「各教科の指導法に関する科目」に加えて、教職に関する科目(「教育の意義等に関する科目」、「教育の基礎理論に関する科目」、「教育課程及び指導法に関する科目」、「生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目」、「総合演習」)のうちから 1 科目以上を修得済み、もしくは履修中であること。

実習校によっては、学部 4 年生以上を受入対象としているところがあるので注意すること。

進学後に参加申込みをし、学部 4 年生で教育実習を履修することもできます。

(2) 平成 22 年度に学部後期課程 3 年以上及び大学院学生の場合

平成 23 (2011) 年 4 月現在において、学部後期課程 4 年生または大学院の学生であり、かつ、同年 3 月末までに「各教科の指導法に関する科目」の単位(2 単位)を修得していること。

また、上記の「各教科の指導法に関する科目」に加えて、教職に関する科目(「教育の意義等に関する科目」、「教育の基礎理論に関する科目」、「教育課程及び指導法に関する科目」、「生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目」、「総合演習」)のうちから 1 科目以上を修得し、残りの科目を履修中であること。

平成 22 年 1 月 26 日
教育学部学生支援チーム
(教職課程等担当)